



R元.12月号

三和商工会だより

URL <http://wansakasanwa.jp/>
e-mail sanwasyo@shinsyoren.or.jp

(R元.12.2発行 No.120)

三和商工会
〒943-0316
上越市三和区井ノ口 329-1
Tel 025-532-2192
Fax 025-532-2454

■年末の資金手当てはお済みでしょうか？

(株)日本政策金融公庫では、小規模事業者向けの経営改善貸付をはじめ、各種融資の取り扱いを行っています。資金需要の高まる年末期にぜひご利用ください。

▼経営改善貸付

①融資対象者

- ・従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の小規模な法人
- ・個人事業者 ・商工会の経営指導を受けている方で、商工会の推薦を受けた方

②融資限度額 2,000万円

③返済期間 運転資金(7年以内) 設備資金(10年以内)

④担保、保証人 … 不要です

経営情勢が厳しい今こそ！
こまめな記帳を心掛けましょう。
年が明ければ、個人事業主の皆さんは一年の総決算「確定申告」までもうすぐです。早めの記帳処理をお願いします。

—金利情報—



■(株)日本政策金融公庫

- ・普通貸付 1.21%~2.20%
- ・経営改善貸付 1.21%

■商工貯蓄共済融資

- ・運転資金(5年) 2.75%~

■産業育成資金

- ・運転資金(5年) 1.70%~

(R元.12.2現在)

※条件等により増減する場合があります。

今年もやります！年末年始大売出し！！

【売出期間】 12月14日(土)~1月4日(土)

商店賞として5千円の商品券が5本追加され
高額当選のチャンスが増えました！

お買上げ1,000円(税抜)毎に抽選券1枚進呈!!

(加盟店により異なる場合があります)

加盟店、商店賞は後日新聞折込されるチラシ又は
商工会HPをご覧ください。

◇一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を◇

～労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。～

労働者(パート、アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

お問合せ先は三和商工会または

新潟労働局総務部 労働保険徴収課 025-288-3502

上越労働基準監督署 025-524-2111

上越公共職業安定所 025-523-6121 (ハローワーク上越)